

多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA 細則

前 文

この細則は多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA（以下「本会」と称す）会則第 22 条に基づき、その運用について必要事項の細部にわたり定めるものである。

（入会及び退会）

第 1 条 会則第 5 条における入会申込書とは「様式-1」をもって定める。

2. 会則第 6 条における退会届とは「様式-2」をもって定める。

（会費の免除）

第 2 条 会員の特別事由による場合は、会費を役員会で検討し免除する。

（会計の種類）

第 3 条 本会の会計は一般会計と特別会計とする。

（帳簿書類等の保管）

第 4 条 帳簿、領収書は 7 年間保管しなければならない。

（会費の徴収）

第 5 条 会費の徴収は年度初めに行い、納入は年間一括払いとする。

（途中入会者及び退会者の会費）

第 6 条 途中入会者の会費は、次の通り徴収する。

- ① 1 学期の入会 会費全額
- ② 2 学期の入会 会費の 3 分の 2
- ③ 3 学期の入会 会費の 3 分の 1

2. 途中退会者への返金を行わない。

（交通費の支給）

第 7 条 役員及び各委員が会務のために必要とする場合、交通費を次の通り支給する。

- ① 公共交通機関を利用した場合は実費とし最低交通運賃を支給する
- ② 自家用車を利用した場合は駐車場代を支給する。
- ③ 徒歩、自転車の場合は支給対象外とする。

（必要な活動にかかる費用の支給）

第 8 条 役員及び各委員が会則第 3 条 5 号における必要な活動にかかる費用としての各種活動費、会議費、会費、参加費などの納入額は全額支給する。

2. 食費が必要となる会の参加に対しては、その会で準備される弁当の場合は全額支給とし、外食の場合は

1食につき上限500円の支給とする。

(費用の請求)

第9条 費用の請求は所定の用紙に記入押印の上、速やかに会計に提出する。

(表彰、感謝状)

第10条 本会ならびに本校教育の充実発展に寄与し、功績顕著と認められる個人及び団体に対し感謝状ならびに記念品を贈り感謝の意を表す。

(慶 弔)

第11条 本会において各種慶弔金については次の通りとする。

- ① 祝い金 関係諸団体の祝い事に際して送る。
- ② 傷病見舞金 本校児童及び教職員が1ヶ月以上入院の場合、5,000円
- ③ 香典 死亡に際して次のように送る。
 - 1) 本校の児童及びその父母又はそれに準ずる保護者の死亡
・・・5,000円
 - 2) 教職員及びその配偶者の死亡・・・5,000円
- ④ その他必要と認められた場合。

(会 議)

第12条 会長は各会議を召集しようとする時は、役員及び委員に対して事前にその通知をしなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない。

2. 役員等が止むを得ない事由により会議に出席することができない時は、その会議の議長にその会議の議案について賛否を委任することができる。

(議事録)

第13条 会議の議事については議事録を作成し要領及びその結果を記録しなければならない。

2. 議事録は会長又は庶務が保管しなければならない。
3. 前項の規定により議事録を保管する者は、開示請求があったときは正当な理由がある場合を除いて議事録の閲覧を拒んではならない。
4. 議事録は作成したときから6年間保存しなければならない。

(役員の数)

第14条 本会の役員の数数は以下のとおりとする。

- ①会長 1名以上
- ②副会長 4名以上(うち教職員1名)
- ③庶務 3名以上(うち教職員1名)
- ④会計 3名以上(うち教職員1名)

(役員の仕事)

第15条 会長は本会を代表し総会を招集する。また、会務を総括しその業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
3. 庶務は庶務事項を処理する。
4. 会計は金銭の出納事務を処理し、監査を経て総会において決算報告を行う。
5. 一部の役員は選考委員を担う。

(選考委員会)

第 16 条 選考委員会は特別委員会として必要に応じて運営委員会内に設置する。

2. 選考委員会の委員選出は役員及び各委員から 6 名以上（うち教職員 1 名）を選出する。
3. 選考委員会の任務は次の通りとする。
 - ① 「選考委員会による役員選出規程」に基づき、次年度の役員候補者を選考にあたる。
 - ② 選考した役員候補者を定期総会に報告し、その承認を求める。
4. 選考委員会はその任務を終了したときに解散する。

(欠員の補充)

第 17 条 役員ならびに委員に欠員が出た場合には会長又は当該委員長の判断により補充する

(その他)

第 18 条 会員の親睦を深めるため同好の者が集まり運営委員会の同意を得て同好会(サークル)を作ることができる。

(細則の改廃)

第 19 条 この細則の改廃は、運営委員会の同意を必要とする。

(附 則)

1. ここに定める以外の特別事項については役員会で協議する。
2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この細則は平成 30 年 5 月 1 日より実施する。

令和元年 9 月 19 日（第 3 回運営委員会にて）一部改正。